

公 示 公 告

平成 27 年 2 月 10 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

- 1 件名
裁判所データブック 2015 の製造
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件名：裁判所データブック2015の製造

本件は単価契約です。

見積書作成の際は、別添請書（案）の別表内訳書を参照してください。

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、裁判所データブック2015の製造に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

裁判所データブック2015の製造

(2) 内容，納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限 平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

イ 見積書提出場所 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者名・代表者の印章を押印の上，見積書を上記2(3)アイのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載すること。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

(1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

(2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

(1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

請 書 (案)

- 1 件 名 (業務の名称)
裁判所データブック 2 0 1 5 の製造
- 2 製造する品名 (規格) 及び数量
別紙仕様書のとおり
- 3 業務の内容等
別紙仕様書のとおり
- 4 契約単価 (本契約は単価契約)
金 * . * * 円
- 5 予定総額
金 * * * * * 円 (うち消費税及び地方消費税額 * * * * * 円を含む)
- 6 契約期間
契約日から平成 2 7 年 7 月 3 日 (金) まで
- 7 納入場所
別紙仕様書のとおり
- 8 検査の時期等
 - (1) 受注者は、業務が完了した場合には、書面により最高裁判所 (以下「発注者」) に通知する。
 - (2) 発注者は、上記(1)の通知を受理した日から起算して 1 0 日以内に検査を実施する。
- 9 代金の支払方法等
 - (1) 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を最高裁判所に提出する。
 - (2) 発注者は、(1)の請求書を受領した日から起算して 3 0 日以内に指定の銀行口座に振り込むことにより支払う。
- 10 履行遅延の賠償
 - (1) 発注者は、9(2)の約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
 - (2) 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
 - (3) 前二項の遅延損害金は、第 1 項の場合においては、支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ年 * パーセントの割合で、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、遅延日数に応じ年 5 . 0 パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に 1 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が 1 0 0 円未満である場合は、その支払を要しないものとする。
- 11 発注者の契約解除権
 - (1) 発注者は、受注者 (その代理人及び使用人を含む。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
ア この契約の条項又は仕様書に違反した場合

イ 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

ウ 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

エ その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

(3) 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

12 受注者の契約解除権

(1) 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

(3) 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

13 違約金

前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

14 その他

(1) この業務によって知り得た秘密とされる事項を他に漏らさない。

(2) その他の必要な事項については、最高裁判所の指示に従う。

以上の条項により、お請けいたします。

平成27年4月1日

受注者 【会社所在地】

【会社名】

【代表者役職】 【代表者氏名】

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正 殿

印刷物仕様書

事 項	仕 様
品 名	裁判所データブック2015
規 格	A4判
校 正 場 所	東京都千代田区隼町4番2号
校 正 者	最高裁判所事務総局総務局第一課文書企画係
納 期	平成27年7月3日
数 量	4000部
版 下	業者作成
見 本	・紙ベース：裁判所データブック2014(前年度版を参考として提供) ・電子ベース:裁判所データブック2014(前年度版)の電子データを、一部の頁を除き、支給可。
印 刷 方 法	■オフセット・□ダイレクト・□フォーム・□その他()
字 詰 , 行 数 及 び 段 数	発注者が支給する見本を参照されたい。(見本は経理局用度課で閲覧可能)
刷 色	■墨 □カラー □その他()
製 本	■無線とじ・□針金とじ・□上製本・□帯・□見返し・□その他
校 正	受注者の持参校正とし、校正回数は3校までを基準とする。
紙 質	表 紙:色上質紙特厚口 A判(表紙の色については、一般色の中から、発注者が別途指定する。) 本文等:再生上質紙 A判 35kg
納 入 場 所	最高裁判所
そ の 他	<p>1 受注者は、原則として、発注者が提供した見本(前年度版)に最新のデータを反映させることにより、印刷原稿を作成する。ただし、以下の頁については、発注者が指定する方法により作成する。 (1) 前年度版の27頁：発注者が交付するデータをもとにグラフを作成する。 (2) 前年度版の付録2から10頁:見本を参考に印刷原稿を作成する。</p> <p>2 見本は、ワード形式、エクセル形式、一太郎形式又はPDF形式で提供する。 最新のデータは、原則として、前年度版の写しに手書きで修正する方法により交付する。 頁数等の詳細は、別紙のとおり。</p> <p>3 受注者は、発注者に対し、校了した印刷原稿の電子データ(PDF形式)及び上記1により提供した見本(最新のデータを反映させたもの)を、CD-R等により提出する。 なお、電子データの提出形態については、発注者が別途指定する。</p> <p>4 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納品すること。</p> <p>5 原稿作成及び校正等のスケジュールについては、担当者と調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。</p> <p>6 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え、追加及び修正等の作業については、速やかに対応すること。また、各段階の校正原稿を最高裁判所に提出する際には、受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。</p> <p>7 成果物の納品の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。</p> <p>8 本仕様書に記載されていない事項については、すべて発注者の指示に従うこと。 前各号について、疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けるものとする。</p> <p>9 本件印刷物及び上記3により提出された電子データ(PDF形式)の著作権は、最高裁判所に帰属するものとする。</p> <p>10 古紙リサイクル適性ランクリストで定める、Aランクに該当する資材のみを使用して製造し、発注者の指示する場所にその表示をすること。</p> <p>11 納品時に別添資材確認表を提出すること。</p>

(別紙)

裁判所データブック 2015		
	頁 数	備 考
表表紙	2	裏表(白紙の頁あり) 1 詳細は、発注者が支給した見本(裁判所データブック2014)を参照されたい。 2 発注者から電子データを支給しない頁は次のとおり。 ・裁判所データブック2014の27頁 ・裁判所データブック2014の付録(2)から(10)頁 3 頁数については、若干増減する可能性がある。
目次	4	
本文	84	
付録		
(1) 付録表紙	2	
(2) 付録本文	32	
裏表紙	2	